

岐阜県公報

目次

告示

鳥獣保護区の存続期間の更新
特定猟具使用禁止区域の指定

(環境企画課)
(同)
四一^{ページ}

号外(一) 令和二年十一月二十七日

告示

岐阜県告示第四百七十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項ただし書の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和二年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称及び区域

名称	区域
みやまの森鳥獣保護区	山県市富永地内の林道栢野線と同市字滝ヶ平千九百十九の1と同市字滝ヶ平千二百二十の25との境界との交点を起点とし、同所から同市字滝ヶ平と同市字南山との境界を南西進し同市字南山千七十の2と同市字滝ヶ平千五百五と同市字滝ヶ平千六百との交点に至り、同所を南西進し美山地域と高富地域を分ける稜線に至り、同稜線を西進したのち北進し同市字西ヶ平と同市字滝ヶ平との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同市字滝ヶ平千九百十九の1と同市字滝ヶ平千二百二十の25との境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し起点に至る線により囲まれた区域
迫間鳥獣保護区	関市迫間地内の市道幹二の二十三号と林道多賀坂線との交点を起点とし、同所から同林道を南進し同市字多賀に至り、同所から同市字前平と同市字多賀との境界を東進し同市字龜田に至り、同所から同市字龜田と同市字前

	<p>安桜山鳥獣保護区</p>	<p>稲成鳥獣保護区</p>
<p>平との境界を東進し同市字影平に至り、同所から同市字前平と同市字影平との境界を南進し同市字前平を南北に分ける稜線に至り、同所から同稜線を東南進し迫間山(三百十二・二メートル)を経て加茂郡坂祝町に至り、同所から同市と加茂郡坂祝町との境界を西南進し各務原市に至り、同所から同市と各務原市との境界を西進し同市字鍛冶屋洞と同市字登ヶ洞との境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し同市字田ノ洞に至り、同所から同市字田ノ洞と同市字登ヶ洞との境界を北東進し同市字西浦と同市字登ヶ洞との境界を北東進し市道七の二百三十五号との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道幹二の二十五号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道幹二の六十八号との交点に至り、同所から同市道を東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>関市西本郷通一丁目と二丁目とを分ける一級河川関川に架かる安桜橋を起点とし、同所から同河川を北東進し普通河川の通称ほたる川に至り、同所から同河川を東進し黒屋橋に至り、同所から市道幹二の十三号を南進し市道一の四百六十五号との交点に至り、同所から同市道を西進し県道美濃関停車場線との交点に至り、同所から同県道を北西進し市道幹二の五十七号との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>郡上市八幡町島谷地内の国道百五十六号の郡上大橋と吉田川左岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を東進し八幡大橋との交点に至り、同所から国道二百五十六号を東南進しあんりょう橋との交点に至り、同所から谷沿いに南西進し東殿山国有林四千三十四林班と民有林との境界に至り、同所から同境界を北西進し同国有林四千三十五林班と民有林との境界との交点に至り、同所から同境界を南西進し同町島谷と同町安久田との境界の交点に至り、同所から同境界を西進し横道作業道との交点に至り、同所から同作業道を南西進し大規模林道八幡高山線との交点に至り、同所から同林道を東南進し市道穀見安久田線との交点に至り、同所から同市道を南西進し穀見谷橋を経て森林と農地との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し国道百五十六号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>宇枯鳥獣保護区</p>	<p>下山鳥獣保護区</p>	<p>東町鳥獣保護区</p>
<p>加茂郡白川町大字赤河地内の宇枯峠の南西部に位置する共立株式会社及び旧白川カーデンパーク地主会に加入している者の所有する土地の区域</p>	<p>加茂郡白川町大字河岐地内の国道四十一号と飛驒川と小井戸谷との合流点の南東に位置する稜線との交点を起点とし、同所から同稜線を東南進し三角点(七百十六・五メートル)に至り、同所から同稜線を東南進し、同町大字河岐と同町大字三川との境界に至り、同所から同境界を南東進したのち南西進し白川町と同郡八百津町との境界に至り、同所から同境界を西進し国道四十一号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線により囲まれた区域。ただし、区域の境界にある道路敷を除く。</p>	<p>多治見市東町二丁目と同市東町三丁目と土岐市との交点を起点とし、同所から多治見市と土岐市との境界を南東進したのち南進し多治見市東町四丁目の県道肥田下石線方面へ南西進し同県道が円状に一周する手前で北進したのち西進し市道一万五千二百線との交点に至り、同市道を北進し市道一万五千二百六線との交点に至り、同市道を北東進したのち北西進し同市東町二丁目と同市東町三丁目の境界に至り、同境界を北東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>阿木川鳥獣保護区</p>	<p>恵那市内の国道二百五十七号と市道東野九十七号線との交点を起点とし、同所から同市道を東南進し恵那市と中津川市との境界に至り、同所から中津川市道十六号線を東南進し同市道二十六号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し県道久保原阿木線との交点に至り、同所から同県道を南西進し国道二百五十七号との交点に至り、同所から同国道を南西進し恵那市道岩村町三十号線との交点に至り、同所から同市道を北進し八本木林道に至り、同所から同林道を北進しいわむらカントリークラブゴルフ場との境界に至り、同所から同境界を西進し恵那市道小沢山市場田線との交点に至り、同所から同市道を南西進し同市道岩村七号線との交点に至り、同所から同市道を北西進し東濃牧場岩村団地との境界に至り、同所から同境界を南西進し同市岩村町と同市山岡町との境界との交点に至り、同所から東濃牧場岩村団地との境界</p>	

<p>三合谷鳥獣保護区</p>	<p>飛騨市宮川町丸山地区内のJR高山本線と三合谷左岸との交点を起点とし、同所から同谷左岸を南進し同谷と谷口国有林の谷を分ける稜線に至り、同所から同稜線を東南進し標高点(千二百六十六メートル)に至り、同所から同町種蔵と同町丸山との境界を南進し同市宮川町と同市古川町との境界に至り、同所から同境界を西進し高山三角点(千三百三十六・六メートル)に至り、同所から同市宮川町小谷と同町丸山との境界を北進し標高点(千二百六十二メートル)に至り、同所から同町小谷と同町牧戸との境界を西進し同町牧戸と同町林との境界に至り、同所から同境界を北進しJR高山本線に至り、同所から同本線を北東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>を北進し同市道岩村七号線との交点に至り、同所から同市道を北進し同市三郷町野井字中切へ至る山道に至り、同所から同山道を北進し同市道三郷町五十八号線に至り、同所から同市道を北東進し同市道長島町三百三十四号線に至り、同所から同市道を南東進し中部用水管理道に至り、同管理道を北東進し同市道長島町二百八十五号線に至り、同所から同市道を北東進し国道二百五十七号との交点に至り、同所から同国道を南東進し起点に至る線に囲まれた区域</p>
<p>二 鳥獣保護区の存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで</p> <p>三 鳥獣保護区の保護に関する指針</p>		
<p>みやまの森鳥獣保護区</p>	<p>森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>当該地域は、美山地域の南部に位置し、高富地域に面した森林帯の一部で、スギ、ヒノキの人工林が多く、ヤマドリ、キジバトなど小型鳥獣類の繁殖適地となっている。また、生活環境保全林としてレクリエーション施設も整備されており、自然とふれあいの場、学習の場として活用できるよう鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然環境の保全に努める。</p>
<p>迫間鳥獣保護区</p>	<p>森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>当該地域は、落葉広葉樹林、針葉樹など林相の変化に富む地域であり、イノシシ、タヌキ、キジ、ヤマドリをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、良好な鳥獣の生息環境となっているため、当該区域を鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p>
<p>安桜山鳥獣保護区</p>	<p>身近な鳥獣生息地の保護区</p>	<p>当該地域は、関市の中心部に位置し、南側は商店街、北側については区画整理された住宅地で、東西側も住宅密集地である。 特に、当該鳥獣保護区の中でも安桜山を中心とする山林内は、関市が管理する遊歩道や東屋等があり市民の憩いの場となっていることから自然環境が適切に保全され、住宅地の中にありながら多種多様な野鳥の宝庫として、特に重要な区域となっていることから鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p>
<p>稲成鳥獣保護区</p>	<p>森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>当該地域は、落葉広葉樹林、針葉樹林などで林相の変化に富む地域であり、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカをはじめ多様な鳥獣が生息し、良好な鳥獣の生息環境となっていることから鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p>
<p>宇枯鳥獣保護区</p>	<p>森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>当該地域は、別荘地内で広葉樹を主とした植生が多く、鳥獣が繁殖していくうえでの場としては特別な地域であることから鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p>
<p>下山鳥獣保護区</p>	<p>森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>当該地域は、白川町の南西部に位置し、飛騨木曾川国定公園の指定を受けた森林帯の一部であり、ヒノキ、スギ、アカマツ等の針葉樹と広葉樹が混在して野生鳥獣の生息適地であることから鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p>
<p>東町鳥獣保護区</p>	<p>身近な鳥獣生息地の保護区</p>	<p>当該地域は、多治見市の東側に位置し、シデコブシ、サギソウなどの湿地性植物が自生</p>

阿木川鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	し、湿地を生息域とするハツチヨウトンボなどが確認されている。同市内でも湿地が良好な状態で残された地域である。また、その良好な自然環境から、オオタカ（環境省レッドリスト準絶滅危惧種）が狩り場として生息している地域である。そこで、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥類の観察と保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資するため、鳥獣保護区に指定する。
三合谷鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、阿木川ダム湖を中心とした地域で、ダム湖の周囲には広葉樹林や針葉樹林があり、多様な鳥獣の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図るとともに、地域における生物多様性の確保に資する。

岐阜県告示第四百七十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により次のとおり告示する。

令和二年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 禁止する特定猟具の種類
銃器

二 特定猟具使用禁止区域の名称及び区域

名 称	区 域
長良川東部特定猟具使用禁止区域	岐阜市日野地内の県道上白金真砂線と市道お山下菊川線との交点を起点とし、同所から同県道を北東進し兎走山トンネル線と兎走山麓に沿う東海自然歩道との交点に至り、同所から同自然歩道を東進し同県道との交点に至り、同所から同県道を北東進し藍川橋左岸を経て岐阜市と関市との境界に至り、同所から同境界を東進し各務原市と関市との境界に至り、同所から同境界を南進し市道蘇原北五百五十九号線との交点に至り、同所から同境界を西進し新境川に架かる東泉橋に至り、同所から同川右岸を西進し天王橋に至り、同所から市道蘇原北三十九号線を北進し岐阜市と各務原市との境界に至り、同所から同境界を西進し主要地方道川島三輪線との交点に至り、同所から同主要地方道を北進し岐阜市と各務原市との境界に至り、同所から同境界を西進し市道日野中五十八号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道日野中五十六号との交点に至り、同所から同市道を北進し市道日野中一号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道日野本線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道お山下菊川線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線により囲まれた区域
長良川南部特定猟具使用禁止区域	岐阜市湊町地内の国道二百五十六号の長良川に架かる長良橋左岸を起点とし、同所から同国道を南進し市道本町一丁目大宮町二丁目線との交点に至り、同市道及び市道伊奈波通り一丁目本町一丁目線を経て金華山麓に沿う道路に沿って南進し更に東進したのち月ノ会町二丁目の交差点に至り、同所から市道城望町東興線を南進し主要地方道岐阜県南大野線との交点に至り、同所から同主要地方道を東進し市道日野中五十八号線の交点に至り、同所から同市道を南進し岐阜市と各務原市との境界に至り、同所から同境界を南進し各務原市と岐南町との境界に至り、同所から同境界を南進し各務原市と笠松町との境界に至り、同所から同境界を南西進し岐阜県と愛知県との境界に至り、同所から同境界を南西進し笠松町と羽島市との境界に至り、同所から同境界を西進し羽島用水西幹線用水路との交点に至り、同所から同用水路を北進し主要地方道岐阜県南濃線との交点に至り、同所から同主要地方道を南進し県道小熊止木線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道羽島茶屋新田線との交点に至り、

	<p>同所から同県道を西進し羽島市道西小熊間島線との交点に至り、同所から同市道を南進し羽島市道境川第一排水機場南線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道茶屋新田堀津線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道文殊茶屋新田線との交点に至り、同所より同県道を北東進し長良川左岸堤防道路との交点に至り、同所から穂積大橋を経て河渡橋に至り、同所から岐阜千本松原公園自転車道線を北東進して忠節橋に至り、同所から長良川左岸堤防道路を北東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>羽島市特定猟具使用禁止区域</p>	<p>羽島市足近町北宿地内の羽島郡笠松町と羽島市との境界と羽島用水西幹線水路との交点を起点とし、同所から同境界を東進し岐阜県と愛知県との境界に至り、同所から同境界を尾濃大橋、濃尾大橋及び木曾川橋を経て南進し県道桑原祖父江線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道前野小藪一号線との交点に至り、同所から同市道を南進し同市桑原町小藪字西上野と同町小藪字兎先との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し県道桑原下中線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道中小藪十七号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道中小藪十八号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道大須中小藪線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道本田岡野町線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道本田東方線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道茶屋新田堀津線との交点に至り、同所から同県道を北進し市道境川第一排水機場南線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道西小熊間島線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道羽島茶屋新田線との交点に至り、同所から同県道を東進し県道小熊正木線との交点に至り、同所から同県道を東進し主要地方道岐阜南濃線との交点に至り、同所から同地方道を北進し羽島用水西幹線水路との交点に至り、同所から同用水路を北進し起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>津屋川特定猟具使用禁止区域</p>	<p>海津市南濃町戸田地内の市道海津三万三千八十四号と市道海津三万三千二百六十八号との交点を起点とし、同所から同市道を西進し養老鉄道養老線との交点に至り、同所から同鉄道軌道を北進し市道海津三万三千八十六号との交点に至り、同所から同市道を西進し市道海津三万四千三百八号との交点に至り、同所から同市道を北進し同市と養老郡養老町との境界に至り、同所から同境界を東進し市道海津三万三千八十四号との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>揖斐高原特定猟具使用禁止区域</p>	<p>揖斐郡揖斐川町大字日坂地内の主要地方道山東本巢本線と林道春日・久瀬線との交点を起点とし、同所から同林道を東南進し同町字仙ノ沢と同町字鷹橋との境界との交点に至り、同所から同境界を南西進し同町字鷹橋と同町字貝月との境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し同町字和佐谷と同町字貝月との境界に至り、同所から同境界を南西進し小貝月谷との谷を分ける境界との交点に至り、同所から同境界を西北進し貝月谷との交点に至り、同所から貝月谷を南進し同町字貝月と同町字羽賀屋との境界との交点に至り、同所から揖斐高原スキー場日坂第二ペアリフト山頂駅のある稜線に向かう谷を南西進し同町字スキー場日坂第二ペアリフト山頂駅に至り、同所から日坂第二ペアリフト管理道路を北西進し、同町大字日坂と同町大字坂内坂本との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し主要地方道山東本巢線との交点に至り、同所から同道路を北東進し起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>横蔵寺裏山特定猟具使用禁止区域</p>	<p>揖斐郡揖斐川町大字谷汲神原地内の県道神原揖斐川線と県道神原西津汲線との交点を起点とし、同所から同町字坂本と同町字更屋敷との境界を北東進し同町字更屋敷と同町字樽谷との境界との交点に至り、同所から同町字坂本と同町字樽谷との境界を北東進し同町字平岩と同町字樽谷との境界との交点に至り、同所から同町字坂本と同町字平岩との境界を東進し同町大字谷汲神原と同町大字谷汲岐礼との境界に至り、同所から同境界を東南進したのち南進し同町大字谷汲岐礼と同町大字谷汲木曾屋との境界との交点に至り、同所から同町大字谷汲神原と同町大字谷汲木曾屋との境界を西南進し同町大字谷汲岐礼と同町大字谷汲木曾屋との境界との交点に至り、同所から同境界を西北進し県道神原揖斐川線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>池田の森特定猟具使用禁止区域</p>	<p>揖斐郡池田町大字宮地地内の同町字成亥谷と同町字押場との境界と池田町と不破郡垂井町との境界との交点を起点とし、同所から池田町字成亥谷と同町字押場との境界を北東進し同町字成亥谷及び同町字ナダラと同町字松留及び同町字割谷との境界を経て同町字割谷と同町字杓子との境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し大谷本谷に至り、同所から同谷を東南進し大谷地滑り防止区域標柱一号に至り、同所から標柱一号と標柱二号とを結ぶ線を南進し標柱二号に至り、同所から標柱二号と標柱三号とを結ぶ線を南西進し標柱三号に至り、同所から標柱三号と林道池田明神線と才又ヶ谷との交点を結ぶ線を南進</p>

<p>小金田・倉地内 津保川流域特定 猟具使用禁止区 域</p>	<p>し同交点に至り、同所から同谷を南西進し大谷との合流点に至り、同所から段の尾南谷を西北進し垂井町と池田町との境界に至り、同所から同境界を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>八幡城山特定猟 具使用禁止区域</p>	<p>郡上市八幡町小野地内の滝山谷右岸と国道四百七十二号との交点を起点とし、同所から同国道を南西進し市道殿町下小野線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道有穂中坪線との交点に至り、同所から同県道を北進し初音谷左岸との交点に至り、同所から同左岸を北東進し八坂神社歩道との交点に至り、同所から同歩道を東南進し同市八幡町初音と同市同町小野との境界の交点に至り、同所から同境界を北東進し三角点(五百七十・六メートル)に至り、同所から滝山谷右岸を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>下田特定猟具使 用禁止区域</p>	<p>八百津町久田見地内の笹尾林道入口を起点とし、同所から町道久田見潮南線を西進し町道下田入野線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道松坂谷線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道中野方七宗線との交点に至り、同所から同県道を北東進し長曾川との交点に至り、同所から同川を南進し通称亀淵に至り、同所から同川に入る谷を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>

三 特定猟具使用禁止区域の存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

令和二年十一月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社